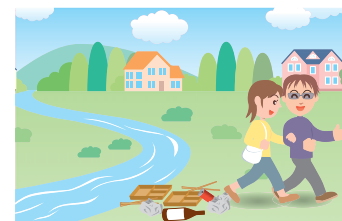


適正な河川利用の推進

河川の敷地は、憩いの場として散策、魚釣り、バーベキュー、スポーツなど様々な目的をもって多くの人に利用される貴重な空間です。しかし一方で、大きな事故や環境の悪化に繋がりがねない、ゴルフ練習、ラジコン飛行機、水上バイクなどの危険行為や、ゴミの不法投棄などの迷惑行為は、残念ながら後を絶たないのが実態です。河川敷地の利用は自由使用が原則であり、このような危険・迷惑行為は法律、条例等に定められた行為に該当しない限り罰せられることはありませんが、従前より河川管理者において、行為者を発見した場合は注意喚起を行ったり、警察と連携して対応するなどしています。また、平成23年4月より河岸緑地の占用施設の管理者である広島市の協力を得て、太田川における「河川敷利用マナー8箇条」を作成して、利用者にマナーを守ってもらうよう啓発に努めています。



マナー啓発イラスト(ポイ捨て、不法投棄禁止など)



看板(河川敷等に設置)
河川敷利用マナー8箇条

不法係留船対策

河川に、プレジャーボート等が不法係留されると、洪水時の流下阻害等の治水上の支障のほか、油流出事故や騒音、都市景観の悪化など様々な社会問題が生じます。

太田川河川事務所では、昭和62年1月から関係行政機関で組織する「プレジャーボート対策連絡協議会」を設立し不法係留船対策に取り組んできました。さらに平成10年9月に「太田川水系不法係留船対策に係る計画書」を策定し、治水上の問題や周辺環境等総合的に考慮し必要性の高い区域から順次「重点的撤去区域(※)」に指定し不法係留船の撤去に取り組んでいます。



簡易代執行状況

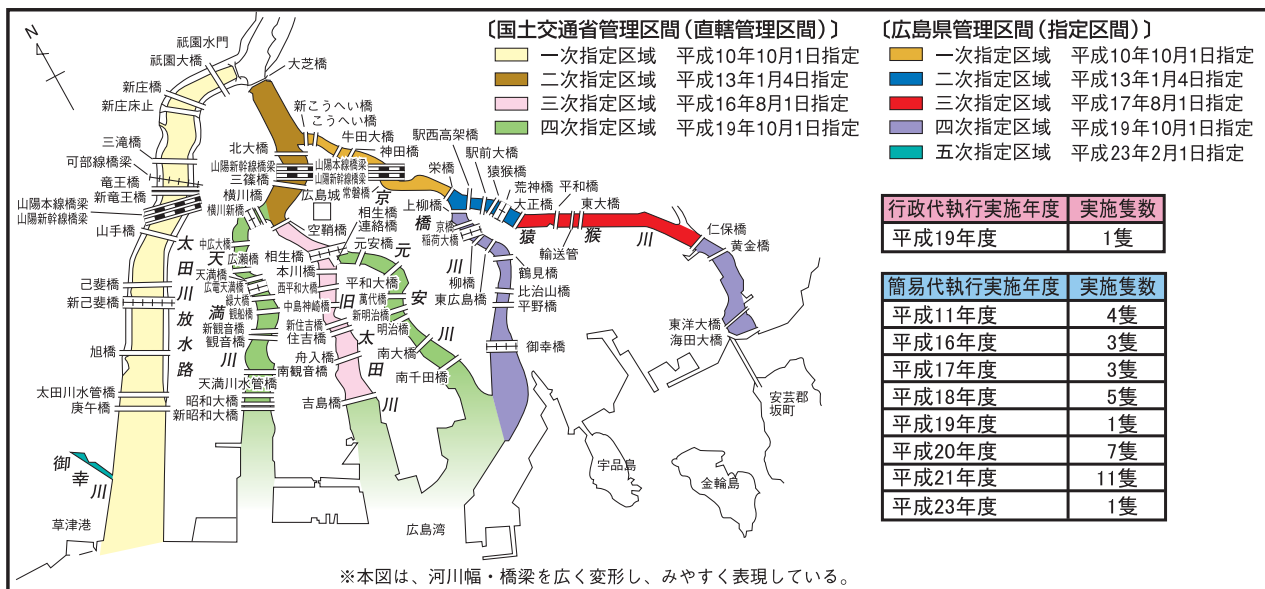


重点的撤去区域を知らせる看板

区域指定の経過は下図のとおりですが、この区域においては、不法係留船に対する是正指示書の交付・撤去指導、定期的調査・状況監視、長期間放置された所有者不明の船舶に対する簡易代執行を実施しています。

また、平成23年11月にはこの協議会の名称を「プレジャーボート等対策連絡協議会」に改め、プレジャーボート以外の船舶についても対策を順次進めていくこととしました。

(※重点的撤去区域：不法係留船による河川管理上の支障の程度や係留船保管施設の整備状況等を勘案しながら重点的に強制的撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域。)



行政代執行実施年度	実施隻数
平成19年度	1隻

簡易代執行実施年度	実施隻数
平成11年度	4隻
平成16年度	3隻
平成17年度	3隻
平成18年度	5隻
平成19年度	1隻
平成20年度	7隻
平成21年度	11隻
平成23年度	1隻

水質事故対応

油類や有害物質が河川に流出する水質事故は、水道や農業用水等、人々の生活に重大な被害を与えてしまうことがあります。

こうした事態に早急な対応を行うため、関係機関と協議会を設置し連絡体制の確立や被害を抑えるための訓練等も実施しています。



小瀬川の水質事故対策訓練